

表 社会連帯・生産性回復法概要

項目	内容	詳細、備考
外貨購入	右記項目に対し、30%課税する。 政府は、必要に応じて、対象項目の追加、税率の引き下げまたは破棄を定めることができる。 増税の期間は5年と定める。	以下取引に対し、正規為替レートに30%が課税される： ・居住者による貯金目的の外貨購入、または目的が明確でない外貨購入取引。 ・クレジットカードおよびデビットカードを通じて、国外において財またはサービスを購入した場合。インターネットサイトなどで行う取引も含まれる。 ・非居住者からサービスを取得し、外貨で支払いを行う場合。 ・国内の旅行代理店において、国外でのサービスを購入した場合。 ・国外へ空路、陸路、水路のいずれかの交通手段で移動する際のチケット購入を外貨で行う場合。全額ペソで購入した隣国へのチケットは対象外。
金融取引税	現金の引き出しに対し現状の税率を倍増する。	各取引に対し、現状では0.6%が課税されているが、今後その税率が1.2%に引き上げる。 個人または中小企業は対象外。
法人所得税	2021年1月まで法人・企業の所得税は30%とする。	2020年1月から法人所得税は現行の30%から25%に引き下げる予定だったが、30%の税率が継続される。2020年の配当金には7%を課税。
統計税	2020年12月31日まで、税率は3%とする。	2019年5月付の政令にて2019年12月31日まで2.5%に引き上げられていた同税の税率を3%に引き上げ、引き上げ期間は2020年末まで延長する。 消費財の輸入取引が対象。メルコスール諸国からの取引は対象外。
内国税	課税対象金額と税率を変更する。 公共歳入連邦管理庁(AFIP)は、3カ月ごとに課税対象額を更新する。	・自動車:新車で国内価格が130万ペソおよびそれ以下の場合、課税の対象外。130万ペソを超え240万ペソおよびそれ以下の場合、20%を課税。240万ペソを超えた場合、35%を課税。 ・二輪車:39万ペソおよびそれ以下の場合、課税対象外。39万ペソを超え50万ペソおよびそれ以下の場合、20%を課税。50万ペソを超えた場合、30%を課税。 ・レジャー用船舶:170万ペソおよびそれ以下の場合、課税対象外。170万ペソを超えた場合、20%を課税。 ・飛行機・ヘリコプターなど:20%を課税
輸出税	輸出申告額(FOB価格)に対し33%まで輸出税を課税する。	・大豆:課税率は33%を超えてはならない。現時点の税率30%から33%に引き上げる。 ・2018年9月2日まで輸出税が0%または課税対象外の品目に対して、税率は15%を超えてはならない。現時点で12%の輸出税が課されている小麦とウモロコシは、税率を15%に引き上げる。 ・地方経済を成り立たせる農産品、工業製品、サービスに対する税率は5%を超えてはならない。 ・炭化水素および鉱業品の税率は8%を超えてはならない。
個人資産税	税率を引き上げる。 国外の資産に対しては、2020年12月31日まで、右記に対して最高で100%まで課税できる。	税率は以下のとおり。 ・300万ペソおよびそれ以下は、0.50% ・300万ペソ超から650万ペソおよびそれ以下は、0.75% ・650万ペソ超から1,800万ペソおよびそれ以下は、1.00% ・1,800万ペソを超えた場合は、1.25% ・非居住者の国内保有資産は、0.5%
社会保障関連負担金など	商業・サービス産業分門または、年間売上高が4,800万ペソを超える企業の各従業員当たりの社会保障納税額は給与の20.4%、その他業種では給与の18%。 社会保障負担の課税対象最低額は、2020年1月から引き下げる予定だったが、各従業員給与当たり7,003.68ペソで保たれる。	2017年に定められた税制改革では2022年までに、業種に関係なく各従業員当たりの社会保障負担額を給与の19.50%に統一する予定だったが、本法律により、2020年1月から商業・サービス産業では20.40%、その他業種では18%となる。

(出所) 上院の法案改正資料および報道を基にジェトロ作成